構成国の間の協定の説明書 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合

外務省

三	11	10	0	0	7	C	-	4	0	0	•		0			
協	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	協	2	1	概説	
協定の実施のための国内措置	附属	最終規定	紛争解決	経済的協力	投資	サージ	任意規格、	衛生植:	原産:	物品	総則	協定の・	協定	協定	記	
<b>美</b> 施	書 :	規 定	解 決	的協	( 第	ビス	規 格	植物	地規則	の貿易	( 第	内容	締結	の成立経緯		
のた		( 第	( 第	力	(第七章)	の貿易		検 疫			(第一章)		の意義	立経		
めの	į	(第十章)	(第九章)	(第八章)			制規	物検疫措置	(第三章)	(第二章)	:		義	緯:		
国		:	•	章		第六	格及		章	章			į	į	i	
措				i		(第六章)	及び済	(第四章)	i	:						
<u>=</u>						į	強制規格及び適合性評価手続	里								
					:		性評									
							価手									
i	:	i	i	i		i	_								:	
	:						(第五章)		:							
							章						i		i	
							i								į	
		:														
:		:	:													
	:														i	
									i							
								:								
								i	i		:				i	
i	:	:	:													
										:						
:		:													:	
		•														
									į							
:	:															
	:	:	:						:				:			
:	:	:	i	:	i		i	:	:			i	:	i	:	^
四二	七	六	六	五	五	五.	兀	匹	Ξ	_		_			_	ا ک

#### 1 協定の成立経緯

玉 を受け、平成十七年四月から我が国及びASEAN構成国の間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至り、 て、 の首都において各国代表者がこの協定に署名を行うこととなったので、我が国については平成二十年三月二十八日に東京におい 平成十五年十月の日本及び東南アジア諸国連合(ASEAN)の首脳会議において包括的経済連携構想の枠組みが採択されたこと 高村外務大臣がこの協定に署名を行った。

各

#### 2 協定締結の意義

進め、 た、この地域における日本とASEANの関係全般がより一層緊密化されることが期待される。 ASEAN構成国の間で、 この協定は、我が国及びASEAN構成国の間において経済上の連携を図るため、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を 投資の機会を増大させ、 幅広い分野にわたる包括的な経済連携を構築することを通じ、この地域の経済が一段と活性化され、 さらに経済的協力の増進に関する枠組みを設定するものである。 この協定の締結により、 我が国及び ま

### 協定の内容

この協定は、 前文、本文八十箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っている。 それらの概要は、 次のとおりで

#### 1 総則 第一 章

ある。

- (1) 協定における用語の一般的定義について定める。 (第一条)
- 協定において締約国が指針とする原則について定める。 (第二条)

(2)

- (3) 協定の目的について定める。 (第三条)
- (4)各締約国は、 自国の法令等であって協定の対象となる事項に関するものを公に利用可能なものとする旨定める。 (第四条)
- (5) の法令に従い、 協定のいかなる規定も、 他の締約国が協定に従って秘密のものとして提供する情報の秘密性を保持する旨定める。 締約国に対し、 秘密の情報を提供するよう要求するものではない旨定めるとともに、各締約国は (第五条) 自国

協定に別段の定めがある場合を除くほか、 協定の規定は、 租税に係る課税措置については、 適用しない旨定める。 (第六条)

(6)

の

一部を成す旨定める。

(第七条)

- (7)協定中の一定の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、 協定に組み込まれ、協定
- (8) と等を定めるものと解してはならない旨定める。 協定のいかなる規定も、 締約国が自国の安全保障上の利益の保護のために必要であると認める一定の措置をとることを妨げるこ (第八条)
- (9)の遵守を確保するよう努める旨定める。 各締約国は自国において政府又は機関によって委任された権限を行使する非政府機関による、 (第九条) 協定に基づく自国の義務及び約束
- (10) ならない旨定める。 る待遇よりも有利な待遇が当該他の協定の下で与えられるときは、協定のいかなる規定も当該義務に影響を及ぼすものと解しては 結している他の協定に基づいて当該他の締約国に対して義務を負う場合において、 各締約国は、 世界貿易機関設立協定等に基づく権利及び義務を再確認する旨定めるとともに、 (第十条) 当該他の締約国に対しこの協定の下で与えられ 各締約国が他の締約国との間で締
- (11) 日本国及び全ASEAN構成国の代表者から成る合同委員会の設置及びその任務等について定める。 (第十一条)
- (12)各締約国は、 全締約国間の連絡を円滑にするため、 連絡部局を指定する旨定める。 (第十二条)
- 2 物品の貿易 (第二章)
- (1) 第二章における用語の定義について定める。 (第十三条)
- (2) 全締約国間で取引される物品の分類は、 統一システムに適合したものとする旨定める。 (第十四条)
- (3)各締約国は、 千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、 他の締約国の産品に対して内国民待遇を与える旨定める。 (第

十五条)

- (4)条) 各締約国は、 他の 締 約国の原産品について、 附属書一の自国の表に従って、 関税を撤廃し、 又は引下げる旨定める。 (第十六
- (5) 関税評価協定第一部の規定は、 全締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する旨定める。 (第十七条)

- (6)各締約国は、 れる措置と同一の措置を除くほか、 他の締約国の産品の輸入について又は他の締約国への産品の輸出等について、世界貿易機関設立協定において認め いかなる非関税措置も新設し、 又は維持してはならない旨定める。 (第十八条)
- (7)全締約国は、 協定に規定する場合を除くほか、協定に基づく譲許を無効にし、又は侵害してはならない旨定める。 (第十九条)
- (8) セーフガード措置について定める。(第二十条)
- (9)二十一条) 第二章のいかなる規定も、 締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない旨定める。 (第
- (10) め 各締約国は自国の関税法令に関し全締約国の利害関係者が提起した事項についての情報提供及び自国の税関手続の簡素化等に努 る旨定める(第二十二条)
- 3 原産地規則(第三章)
- (1) 第三章における用語の定義について定める。 (第二十三条)
- ② 原産品について定める。 (第二十四条)
- (3)第二十四条で原産品とされる産品のうち、 締約国において完全に得られ、 又は生産される産品について定める。

(第二十五条)

(4)第二十四条で原産品とされる産品のうち、 締約国において完全には得られず、又は生産されない産品について定める。 (第二十

#### 六条)

- (5) 産品の域内原産割合の算定に用いる計算式について定める。(第二十七条)
- (6)が一定の割合以下である場合には、 関税分類変更基準に基づく適用可能な原産地規則を満たさない産品については、 原産品とみなす旨定める。 (第二十八条) 当該産品の生産に使用された特定の非原産材料
- (7) の 締約国の原産材料であって、 作業又は加工が行われた当該他の締約国の原産材料とみなす旨定める。 他の締約国において産品を生産するために使用されるものについては、当該産品を完成させるため (第二十九条)
- (8)産品については、 単純な作業が行われることのみを理由として、関税分類変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件を満たす

ものとしてはならない旨定める。

(第三十条)

- (9)る旨定める。 関税上の特恵待遇は、第三章に規定する用件を満たし、 (第三十一条) かつ、 輸出締約国から輸入締約国へ直接積送される原産品に対して与え
- (10) こん包材料及びこん包容器の扱いについて定める。 (第三十二条)

産品とともに提供される附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の扱いについて定める。

(第三十三条)

(11)

- (12)間接材料については、 生産される場所のいかんを問わず、 原産材料とみなす旨定める。 (第三十四条)
- (13)同 一の又は交換可能な材料が原産材料であるか否かについての決定は、 輸出締約国において適用可能な又は実施されている在庫
- 管理方式についての一般的に認められている会計原則を用いて行う旨定める。 (第三十五条)
- (14) 附属書四に規定する運用上の証明手続は、原産地証明書及び関連事項に関する手続について適用する旨定める。
- (15) 原産地規則に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。 (第三十七条)
- 衛生植物検疫措置 (第四章)
- (1) 第四章の適用範囲について定める。 (第三十八条)
- (2)び義務を再確認する旨定める。 全締約国は、 衛生植物検疫措置の適用に関する協定の当事国である締約国間の同協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及 (第三十九条)
- (3)衛生植物検疫措置に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。 (第四十条)
- (4)各締約国は、 衛生植物検疫措置に関する他の締約国からの妥当な照会に応じ、及び適当な場合には当該他の締約国に対して関連
- する情報を提供する照会所を指定する旨定める。 (第四十一条)
- 5 (5) 任意規格、 第九章に定める紛争解決手続は、 強制規格及び適合性評価手続(第五章) 第四章の規定については、適用しない旨定める。 (第四十二条)
- (1) 第五章の目的について定める。 (第四十三条)
- (2) 第五章の適用範囲について定める。 (第四十四条)
- (3)全締約国は、 貿易の技術的障害に関する協定の当事国である締約国間の同協定に基づく任意規格、 強制規格及び適合性評価手続

に関する権利及び義務を再確認する旨定める。 (第四十五条)

- (4)全締約国は、 可能な場合には、 任意規格、 強制規格及び適合性評価手続の分野において協力する旨定めるとともに、その形態等
- (5) 各締約国は、第五章の規定の実施の調整について責任を負う照会所を指定する旨定める。 (第四十七条)

に

ついて定める。

(第四十六条)

- (6) 任意規格、 強制規格及び適合性評価手続に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。 (第四十八条)
- (7) 第九章に定める紛争解決手続は、 第五章の規定については、 適用しない旨定める。 (第四十九条)
- 6 サービスの貿易 (第六章)

旨を定めるとともに、 全締約国は、日本国及び全ASEAN構成国の参加を得て、サービスの貿易に関する規定について引き続き討議し、 サービスの貿易に関する小委員会の設置について定める。 (第五十条) 及び交渉する

7 投資 (第七章)

とともに、投資に関する小委員会の設置について定める。 全締約国は、日本国及び全ASEAN構成国の参加を得て、投資に関する規定について引き続き討議し、 (第五十一条) 及び交渉する旨を定める

- 8 経済的協力 (第八章)
- (1) 経済的協力の基本原則について定める。 (第五十二条)
- 経済的協力の分野について定める。(第五十三条)

(2)

- ③ 経済的協力に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。 (第五十四条)
- (4) 協力に関する活動の各分野の範囲及び形態を定める事業計画は、 附属書五で定める旨定める。 (第五十五条)
- (5) 第八章の規定に基づく経済的協力のための資源は、全締約国間における経済開発及び能力の異なる水準を考慮しつつ、全締約国
- が相互に合意する方法で提供する旨定める。(第五十六条)
- (6) 経済的協力に関する活動は、 原則として、 日本国及び少なくとも二のASEAN構成国によって行うものとする旨定める。 (第

五十七条)

- (7) 第九章に定める紛争解決手続は、第八章の規定については、適用しない旨定める。 (第五十八条)
- 9 紛争解決 (第九章)
- (1) 第九章における用語の定義について定める。 (第五十九条)
- ② 第九章の適用範囲について定める。 (第六十条)
- 締約国は、 第九章に規定するすべての事項に関する連絡について責任を負う連絡部局を指定することができる旨定める。 (第六

十一条)

(3)

- (4) り協議を要請することができること等について定める。 一又は二以上の締約国は、 協定の解釈又は適用から生ずるいかなる問題についても、他の一又は二以上の締約国に対し書面によ (第六十二条)

あっせん、調停又は仲介を随時要請することができる旨定める。

(第六十三条)

(7) 仲裁裁判所の構成について定める。 (第六十五条)(6) 仲裁裁判所の設置について定める。 (第六十四条)

(5)

いずれの紛争当事国も、

- (8) 締約国は、 仲裁裁判所に付託された紛争について実質的な利害関係を有し、その旨を紛争当事国及び紛争当事国以外の全締約国に通報した 仲裁裁判所に対し意見書を提出する機会を有する旨定める。 (第六十六条)
- (9) 仲裁裁判所の任務について定める。 (第六十七条)
- (1) 仲裁裁判手続について定める。 (第六十八条)
- 仲裁裁判所による裁定の起草等について定める。(第六十九条)
- 仲裁裁判手続の停止及び終了について定める。 (第七十条)

(12)

(11)

- (3) 仲裁裁判所の裁定の実施について定める。 (第七十一条)
- (14) 裁定が妥当な期間内に実施されない場合の代償及び譲許の停止について定める。 (第七十二条)
- (15) 仲裁裁判所の費用の負担について定める。 (第七十三条)

10

- (1) める。 目次、 (第七十四条) 見出し及び小見出しは、 引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、協定の解釈に影響を及ぼすものではない旨定
- ② 協定の実施及び運用についての一般的な見直しについて定める。 (第七十五条)
- (3)協定の附属書及び協定中の注釈は、協定の不可分の一部を成す旨定める。 (第七十六条)
- (4) 協定の改正について定める。 (第七十七条)
- (5) 全ASEAN構成国については、 協定は、ASEAN事務局長に寄託するものとする旨定める。

(第七十八条)

- (6) 協定の効力発生について定める。 (第七十九条)
- (7) 協定からの脱退及び協定の終了について定める。 (第八十条)

#### 11 附属書

(1) 両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の対象品目、条件等について定める。 『上記書

(附属書一)

イ 我が国による関税撤廃等の概要

これらの概要は、

次のとおりである。

(イ) 措置の内容及び対象品目

ならないもの に関税を撤廃するものは約五百九十品目、 (除外又は関税維持) が約九百八十品目になる。 全約九千百品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約七千二百九十品目、 関税の引下げの対象となるものは約二百四十品目、 関税の撤廃又は引下げの対象と 一定の経過期間を経た後

品目のうち、 分野別では、 約千百二十品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ、 鉱工業品約六千七百六十品目のうち、 約百品目を除くものについて関税を撤廃し、 農林水產品約二千三百四十 関税

維持又は除外の各分類で対応する。

それぞれ発効又は署名した二国間経済連携協定の合意内容を踏まえたものとなっており、 我が国の譲許については、 全体として、シンガポール、 マレーシア、タイ、フィリピン、ブルネイ、インドネシアとの間で 重要な品目について関税撤廃の対象

# 外とする等の配慮を行った内容となっている。

### (中) 主要品目の概要

品目名	基準税率	この協定における関税譲許内容
牛肉(生鮮のもの、冷蔵したもの、又は冷凍したもの)	_	除外
豚肉(生鮮のもの、冷蔵したもの、又は冷凍したもの、いの		除外
ししのものを除く。)		
鶏肉(生鮮のもの、冷蔵したもの、又は冷凍したもの、冷凍	八・五%~十一・九%	関税維持
した肝臓を除く。)		
かつお・まぐろ	三· 五%	関税維持
水産IQ品目		除外
シュリンプ及びプローン		即時関税撤廃
(冷凍したもの、生きているもの、生鮮のもの、又は冷蔵し		
たもの)		
くらげ	七%	段階的関税撤廃(七年)
乳製品	二一・三%~四〇%	除外、関税維持
ドリアン	_	即時関税撤廃
塩蔵なす	六%、九%	段階的関税撤廃(一〇年)
小麦及びメスリン、大麦及び裸麦、とうもろこし、米		除外
小麦粉及びメスリン粉、とうもろこし粉、米粉、大麦粉及び	ı	除外
裸麦粉		

ī	一除外
六%	関税引下げ(最終税率五%)
	即時関税撤廃
二一・三%~二九・八%	除外、関税維持
九%~二九・八%	除外、関税維持
一九・一%~四六・八%	除外、関税維持
七・二%	段階的関税撤廃(七年)
ーキロリットルあたり四九三	段階的関税撤廃(五年)
円~二、三八四円	
二・八%~六・五%、六・五%	段階的関税撤廃(五年又は一〇
又は一キログラムあたり二五・	年)
六円いずれか低い税率	
六%、八·五%	関税引下げ(最終税率五%)
六%、一〇%	関税維持
三%~二人%	段階的関税撤廃(七年又は一〇
	年)、関税引下げ(最終税率五
	%)、関税維持
二·七%~一八%	段階的関税撤廃 (一〇年)、関
	10% - N% -

		税引下げ(最終税率五%)、関
		税維持
なめし又は仕上げた毛皮、並びに毛皮製品	一	関税維持
履物及びその部分品	- 0%〜三0%	段階的関税撤廃(一〇年)関税
		引下げ(最終税率五%)、関税
		維持
その他のほとんどの鉱工業品	- Parama	即時関税撤廃

		一税引下げ(最終税率五%)、関
		税維持
なめし又は仕上げた毛皮、並びに毛皮製品 一五%、二〇%		関税維持
履物及びその部分品 一〇%~三〇%		段階的関税撤廃(一〇年)関税
		引下げ(最終税率五%)、関税
		維持
その他のほとんどの鉱工業品		即時関税撤廃
ローブルネイによる関税撤廃等の概要		
(イ) 措置の内容及び対象品目		
品目数では、全約一万六百九十品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは		約七千三百九十品目、一定の経過期間
経た後に関税を撤廃するものは約二千八百九十品目、関税の引下げの対象となるも	の	は約百十品目、関税の撤廃又は引下ご
対象とならないもの(除外又は関税維持)が三百十品目になる。		
分野別では、鉱工業品約九千百五十品目のうち、約三百三十品目を除く	くものについて関	て関税を撤廃し、農林水産品千五百円
十品目のうち、約八十品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の党	の撤廃が困難なもの	のについては、関税の引下げ、関係
持又は除外の各分類で対応する。		
(中) 主要品目の概要		
原産地規則における累積規定を適用することの効果が期待される品目に	つい	ての譲許概要は以下のとおり。
品目名 基準税率 この協定にお	この協定における関税譲許	日ブルネイ経済連携協定におけ
内容		る関税譲許概要
Treatment of the Control of the Cont		

自動車用エンジン	=0%	段階的関税撤廃(四年、六	段階的関税撤廃
		年又は一〇年)、関税引下	
		げ (最終税率五%)	
エンジン関連部品	一五%、二〇%	即時関税撤廃、段階的関税	段階的関税撤廃
		撤廃(四年)	
エアコンディショナー(窓又は壁に取り付ける	五%	関税維持	段階的関税撤廃
もの)			
エアコンディショナー(冷却ユニット及び可逆	五%	段階的関税撤廃(四年又は	段階的関税撤廃
式ヒートポンプを自蔵するもの)		六年)	
エアコンディショナー(冷却ユニットを自蔵す	五%	段階的関税撤廃(四年)	段階的関税撤廃
るもの)			
エアコン用の部分品	五%	段階的関税撤廃(四年)	段階的関税撤廃
薄型テレビ	五%	関税維持	段階的関税撤廃
フラットパネル	五%	関税維持	段階的関税撤廃
電気導体	<u> </u>	段階的関税撤廃(四年、六	段階的関税撤廃
		年又は一〇年)、関税引下	
		げ(最終税率五%)	
十人以上の人員の輸送用の自動車	<u>=</u> 0%	段階的関税撤廃(四年)	段階的関税撤廃
乗用自動車その他の自動車(千CC以下)	10%	段階的関税撤廃(四年)	段階的関税撤廃
乗用自動車その他の自動車(千CC超千五百C	<u> </u>	即時関税撤廃、段階的関税	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
С以下)		撤廃(四年)	

乗用自動車その也の自動車(千瓦百〇〇超二千	= 0 6	叩寺塓兑散쫉、没皆勺塓兑	叩寺塓兑敏氂、设皆勺塓兑敂氂
(三五百〇〇走二三	9		
CC以下)		撤廃(四年)	
乗用自動車その他の自動車(三千CC超)	10%	即時関税撤廃、段階的関税	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
		撤廃(四年)	
貨物自動車	110%	段階的関税撤廃(四年)	段階的関税撤廃
原動機付きシャシ	10%	段階的関税撤廃(八年)	段階的関税撤廃
ブレーキライニング	110%	関税維持	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
<b>懸架装置用ショックアプソーバー</b>	0%	関税維持	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
クラッチ及びその部分品	110%	関税維持	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
ハンドル、ステアリングコラム及びステアリン	110%	関税維持	段階的関税撤廃
グボックス			
モーターサイクル(五十CC以下)	_ %	段階的関税撤廃(四年又は	段階的関税撤廃
		八年)	
モーターサイクル(五十CC超二百五十CC以	_ %	段階的関税撤廃(四年又は	段階的関税撤廃
下)		八年)	
モーターサイクル(二百五十CC超五百CC以	<u>=</u> 0%	段階的関税撤廃(四年又は	段階的関税撤廃
下)		八年)	
モーターサイクル(五百CC以上八百CC以	<u> </u>	段階的関税撤廃(四年又は	段階的関税撤廃
下)		八年)	
モーターサイクル(八百CC超)	10%	段階的関税撤廃(四年又は	段階的関税撤廃
		八年)	

ブルネイへの輸出額が大きい品目のうち、前記に含まれない品目についての譲許概要は以下のとおり。

品目名	基準税率	この協定における関税譲許	日ブルネイ経済連携協定におけ
		内容	る関税譲許概要
油又はガスの採掘に輸送する種類のケーシング	_	即時関税撤廃	即時関税撤廃
及びチュービング			
かるののの出ってメルは) ーロストロのののない		即時関税撤廃	即時関税撤廃
<b>√°)</b>			
その他の鉄鋼製の管及び中空の形材(継目なしの	_	即時関税撤廃	即時関税撤廃
ものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。)			
鉄鋼製の管用継手(内半径が百五十ミリメート		即時関税撤廃	即時関税撤廃
ル以上のもの)			
ゴム製の空気タイヤ(乗用車用のもので新品の	<u> </u>	関税維持	段階的関税撤廃
ものに限る。)			
蒸気タービンの部分品		即時関税撤廃	即時関税撤廃
パイル織物	_	即時関税撤廃	即時関税撤廃
フロントエンド型ショベルローダー	一 五 %	段階的関税撤廃(四年)	段階的関税撤廃
エアコンディショナー	五 %	関税維持	段階的関税撤廃

# ハ カンボジアによる関税撤廃等の概要

### (1) 措置の内容及び対象品目

関税を撤廃するものは約七千五百六十品目、関税の引下げの対象となるものは約千百三十品目、 品目数では、全約一万六百九十品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約五百品目、一定の経過期間を経た後に 関税の撤廃又は引下げの対象

とならないもの(除外又は関税維持)が千五百品目になる。

四十品目のうち、 税維持又は除外の各分類で対応する。 分野別では、鉱工業品約九千百五十品目のうち、約二千四百八十品目を除くものについて関税を撤廃し、 約百五十品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、 農林水産品千五百 関税の引下げ、

関

### (p) 主要品目の概要

品目名	基準税率	この協定における関税譲許内容
鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(冷間圧延をしたもの	七%	関税引下げ (最終税率五%)
で巻いたもの)		
亜鉛を電気めっきしたもの	一 五 %	段階的関税撤廃(一八年)、関
		税引下げ (最終税率五%)
亜鉛をめっきしたもの	一 五 %	関税引下げ (最終税率五%)
その他の溶接管(鉄製又は非合金鋼のもので、横断面が円形	七%	関税維持
のものに限る。)		
自動車用エンジン	三五%	段階的関税撤廃(一八年)、関
		税引下げ(最終税率五%)、関
		税維持、除外

自動車用エンジン関連部品	七%	関税引下げ(最終税率五%)、
		関税維持
エアコンディショナー(窓又は壁に取り付けるもの)		除外
エアコンディショナー(冷却ユニット及び可逆式ヒートポン	一 五 %	段階的関税撤廃(一八年)
プを自蔵するもの)		
エアコンディショナー (冷却ユニットを自蔵するもの)	一 五 %	段階的関税撤廃 (一八年)
エアコン用の部分品		除外
薄型テレビ		除外
フラットパネル		除外
電気導体	七%、三五%	段階的関税撤廃(一八年)、関
		税引下げ (最終税率五%) 、関
		税維持、除外
十人以上の人員の輸送用の自動車	1	除外
乗用自動車その他の自動車(千CC以下)		即時関税撤廃、除外
乗用自動車その他の自動車(千CC超千五百CC以下)	三五%	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
		(一八年)、除外
乗用自動車その他の自動車(千五百CC超二千CC以下)		即時関税撤廃、除外
乗用自動車その他の自動車(三千CC超)	_	即時関税撤廃、除外
貨物自動車	一 玉 %	段階的関税撤廃(一八年)
原動機付きシャシ	一五%、三五%	関税引下げ(最終税率五%)
ブレーキライニング	一五%、三五%	段階的関税撤廃(一八年)、関

	1107	
カンボジアへの輸出額が大きい品目のうち、前記に今	前記に含まれない品目についての譲許概要	要は以下のとおり。
品目名	基準税率	この協定における関税譲許内容
その他の貨物船・貨客船	一 五 %	関税引下げ (最終税率五%)
自転車	_	除外
冷蔵船・冷凍船(タンカーを除く。)	一五%	段階的関税撤廃(一八年)
亜鉛の塊 (亜鉛含有量九九・九%未満のもの)		除外
送信機器(受信機器を自蔵するものに限る。)		除外
自動式以外のミシン(除く家庭用)	_	除外
メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルロー	1	除外
ダー (上部構造が三六○度回転するもの)		

		税維持
懸架装置用ショックアプソーバー	一五%、三五%	関税維持
クラッチ及びその部分品	五%、三五%	関税維持
ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス	五%	関税引下げ(最終税率五%)
モーターサイクル (五十CC以下)		除外
モーターサイクル(五十CC超二百五十CC以下)		除外
モーターサイクル(二百五十CC超五百CC以下)	五 %	関税維持
モーターサイクル(五百以上八百CC以下)	五 %	関税維持
モーターサイクル(八百CC超)	五%	関税維持

再生繊維又は半合成繊維のトウ	七%	段階的関税撤廃(一八年)
ブルドーザー及びアングルドーザー(無限軌道のもの)	_	除外
その他の編機、ステッチボンディングマシン、タフティング	l	除外
用機械及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゆう布、		
トリミング、組ひも又は網の製造機械		

# インドネシアによる関税撤廃等の概要

### (1) 措置の内容及び対象品目

象とならないもの(除外又は関税維持)が約千百六十品目になる。 後に関税を撤廃するものは約五千九百八十品目、関税の引下げの対象となるものは約百八十品目、関税の撤廃又は引下げの対 品目数では、全約一万千二百十品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約三千九百品目、一定の経過期間を経た

七十品目のうち、約二百十品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ、 分野別では、鉱工業品約九千六百五十品目のうち、約千百二十品目を除くものについて関税を撤廃し、農林水産品約千五百

関

#### (p) 主要品目の概要

税維持又は除外の各分類で対応する。

	年又は一〇年)		
段階的関税撤廃	段階的関税撤廃(二年、四	五%、一五%	自動車用エンジン
おける関税譲許概要	内容		
日インドネシア経済連携協定に	この協定における関税譲許	基準税率	品目名

自動車エンジン関連部品	l	即時関税撤廃	即時関税撤廃
エアコンディショナー(窓又は壁に取り付ける	- %	段階的関税撤廃(四年、七	段階的関税撤廃
もの)		年又は一〇年)	
エアコンディショナー(冷却ユニット及び可逆	- %	段階的関税撤廃(三年)	段階的関税撤廃
式ヒートポンプを自蔵するもの)			
エアコンディショナー(冷却ユニットを自蔵す	<u> </u>	段階的関税撤廃(三年)	段階的関税撤廃
るもの)			
エアコン用の部分品	1	即時関税撤廃	即時関税撤廃
薄型テレビ	一 五 %	段階的関税撤廃(五年)	段階的関税撤廃
フラットパネル	I	即時関税撤廃	即時関税撤廃
電気導体	一〇%、一五%	即時関税撤廃、段階的(関	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
		税撤廃(三年又は一〇年)、	
		関税引下げ最終税率五%)	
十人以上の人員の輸送用の自動車	五%、一〇%、	段階的関税撤廃(二年、三	段階的関税撤廃
	四〇%	年、五年又は一〇年)	
乗用自動車その他の自動車(千CC以下)	四五%、六〇%	段階的関税撤廃(五年)、	段階的関税撤廃、関税引下げ
		関税維持	(最終税率五%)
乗用自動車その他の自動車(千CC超千五百C	四五%、六〇%	段階的関税撤廃(五年)、	段階的関税撤廃、関税引下げ
C以下)		関税維持	(最終税率五%)
乗用自動車その他の自動車(千五百CC超三千	四五%、七〇%	段階的関税撤廃、関税引下	段階的関税撤廃、関税引下げ

C C 以下)		げ(最終税率五%)、関税	(最終税率五%)
		維持	
乗用自動車その他の自動車(三千CC超)		段階的関税撤廃(五年)	段階的関税撤廃
貨物自動車	五%、一〇%、	段階的関税撤廃(二年、三	段階的関税撤廃、関税引下げ
	四〇%、四五%	年又は五年)、関税維持	(最終税率五%)
原動機付きシャシ	五%、一〇%、	段階的関税撤廃(二年又は	段階的関税撤廃
	一 五 %、二 〇	一〇年)	
	%、 二五 %、 三		
	五%、四〇%、		
	四五%、五〇		
	%、六五%、七		
	〇%、七五%、		
	八〇%		
ブレーキライニング	— 五 %	段階的関税撤廃(四年又は	段階的関税撤廃
	-	一〇年)	
懸架装置用ショックアプソーバー	五 %	段階的関税撤廃(四年又は	段階的関税撤廃
		一〇年)	
クラッチ及びその部分品	五%	段階的関税撤廃(四年又は	段階的関税撤廃
		一〇年)	
ハンドル、ステアリングコラム及びステアリン	一 五 %	段階的関税撤廃 (四年)	段階的関税撤廃
グボックス			

品目名	基準税率	この協定における関税譲許	日インドネシア経済連携協定に
		内容	おける関税譲許概要
その他の自動車用部品	一 五 %	段階的関税撤廃(四年)	段階的関税撤廃
メカニカルショベル、エキスカベーター及びシ	-0%	段階的関税撤廃(五年)	段階的関税撤廃
ョベルローダー(上部構造が三百六十度回転す			
るもの)			
ダンプカー	五%	段階的関税撤廃(一〇年)	段階的関税撤廃
ブルドーザー及びアングルドーザー(無限軌道		段階的関税撤廃 (五年)	段階的関税撤廃

インドネシアへの輸出額が大きい品目のうち、前記に含まれない品目についての譲許概要は以下のとおり。

	一〇年)	-	
段階的関税撤廃	段階的関税撤廃(五年又は	六〇%	モーターサイクル(八百CC超)
段階的関税撤廃	段階的関税撤廃(五年)		下) 下) モーターサイクル (五百CC以上八百CC以
			下)
段階的関税撤廃	段階的関税撤廃(五年)		モーターサイクル(二百五十CC超五百CC以
	一〇年)		下)
段階的関税撤廃	段階的関税撤廃(五年又は	三五%	モーターサイクル(五十CC超二百五十CC以
	一〇年)		
段階的関税撤廃	段階的関税撤廃(五年又は	三 五 %	モーターサイクル(五十CC以下)

式のもの)			
作業用機械用の部分品(その他のもの)		即時関税撤廃	即時関税撤廃
燃料用、潤滑油用又は冷却媒体用のポンプ	_	即時関税撤廃	即時関税撤廃
歯車及び歯車伝導機、ボールスクリュー、ロー	五%	段階的関税撤廃(二年)	段階的関税撤廃
ラースクリュー並びにギヤボックスその他の変			
速機			
その他の棒(熱間圧延、熱間引抜き又は押出し	五%	関税維持	特定用途免税
をしたものに限るものとし、更に加工したもの			
を除く。)			
六-ヘキサンラクタム(イプシロン-カプロラ	I	即時関税撤廃	即時関税撤廃
クタム)			
バンパー及びその部分品	五%	段階的関税撤廃(四年)	段階的関税撤廃

## ホ ラオスによる関税撤廃等の概要

## (イ) 措置の内容及び対象品目

る。 対象となるものは約九百六十品目、関税の撤廃又は引下げの対象とならないもの(除外又は関税維持)が約七百二十品目にな 品目数では、 全一万六百九十品目のうち、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは約九千十品目、 関税の引下げの

維持又は除外の各分類で対応する。 品目のうち、 分野別では、鉱工業品約九千百五十品目のうち、約八百三十品目を除くものについて関税を撤廃し、農林水産品千五百四十 約八百五十品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、 関税の引下げ、 関税

### (中) 主要品目の概要

品目名	基準税率	この協定における関税譲許内容
自動車用エンジン	10%、110%、110%、110%、110%	段階的関税撤廃(一八年)、関
		税引下げ (最終税率五%)
自動車エンジン関連部品		段階的関税撤廃(一八年)
エアコンディショナー(窓又は壁に取り付けるもの)	10%	段階的関税撤廃(一八年)
エアコンディショナー(冷却ユニット及び可逆式ヒートポン	110%	段階的関税撤廃(一八年)
プを自蔵するもの)		
エアコンディショナー(冷却ユニットを自蔵するもの)	10%	段階的関税撤廃(一八年)
エアコン用の部分品		段階的関税撤廃(一八年)
薄型テレビ	10%	段階的関税撤廃(一八年)
フラットパネル	0%	段階的関税撤廃(一八年)
電気導体	五%	段階的関税撤廃(一八年)
十人以上の人員の輸送用の自動車	<u> </u>	段階的関税撤廃(一八年)
乗用自動車その他の自動車(千CC以下)		除外
乗用自動車その他の自動車(千CC超千五百CC以下)	_	除外
乗用自動車その他の自動車(千五百CC超三千CC以下)	_	除外
乗用自動車その他の自動車(三千CC超)	-	除外
貨物自動車	=0%	段階的関税撤廃(一八年)、関

		税引下げ(最終税率五%)、除
		外
原動機付きシャシ	10%	段階的関税撤廃(一八年)、関
		税引下げ (最終税率五%)、除
		外
ブレーキライニング		段階的関税撤廃(一八年)、関
		税引下げ (最終税率五%)
懸架装置用ショックアプソーバー		段階的関税撤廃(一八年)、関
		税引下げ (最終税率五%)
クラッチ及びその部分品		段階的関税撤廃(一八年)、関
		税引下げ (最終税率五%)
ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス		段階的関税撤廃(一八年)、関
		税引下げ(最終税率五%)
モーターサイクル(五十CC以下)	=0%	関税引下げ(最終税率五%)
モーターサイクル(五十CC超二百五十CC以下)	四〇%	関税引下げ(最終税率五%)
モーターサイクル(二百五十CC超五百CC以下)	四〇%	段階的関税撤廃(一八年)、関
		税引下げ(最終税率五%)
モーターサイクル(五百CC以上八百CC以下)	<u>Ш</u> %	段階的関税撤廃(一八年)、関
		税引下げ(最終税率五%)
モーターサイクル(八百CC超)	© %	段階的関税撤廃(一八年)、関
		税引下げ (最終税率五%)

ラオスへの輸出額が大きい品目のうち、前記に含まれない品目についての譲許概要は以下のとおり。

品目名	基準税率	この協定における関税譲許内容
圧縮機(冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のもの)	五 %	段階的関税撤廃(一八年)
メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルロー	五 %	段階的関税撤廃(一八年)
ダー		
鉄鋼製の管用継手	五%	段階的関税撤廃(一八年)
ゴム製の空気タイヤ(自動車に使用する種類のもの)		段階的関税撤廃(一八年)
地ならし機	五 %	段階的関税撤廃(一八年)
帳簿、会計簿、雑記帳等	五 %	関税維持
ウインチ	五 %	段階的関税撤廃(一八年)
燃料又は潤滑油の供給用ポンプ	五 %	段階的関税撤廃(一八年)
卓上用、床用、壁用、窓用、天井用又は屋根用のファン		段階的関税撤廃(一八年)
その他の作業用機械に使用する部分品	五%	段階的関税撤廃(一八年)

## マレーシアによる関税撤廃等の概要

## (イ) 措置の内容及び対象品目

げの対象とならないもの(除外又は関税維持)が約二百二十品目になる。 経た後に関税を撤廃するものは約二千三百六十品目、関税の引下げの対象となるものは約四百六十品目、 品目数では、全約一万五百八十品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約七千五百四十品目、一定の経過期間を 関税の撤廃又は引下

持又は除外の各分類で対応する。 十品目のうち、約百十品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ、関税維 分野別では、鉱工業品約七千三百品目のうち、約五百七十品目を除くものについて関税を撤廃し、農林水産品約三千二百九

### (ロ) 主要品目の概要

品目名	基準税率	この協定における関税譲許	日マレーシア経済連携協定にお
		内容	ける関税譲許概要
自動車用エンジン	三五%、三〇%	即時関税撤廃、段階的関税	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
		撤廃(二年又は七年)	
自動車エンジン関連部品	%O =	即時関税撤廃、段階的関税	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
		撤廃(二年又は七年)	
エアコンディショナー(窓又は壁に取り付ける	三〇%	関税引下げ(最終税率五	段階的関税撤廃
もの)		%)	
エアコンディショナー(冷却ユニット及び可逆	=0%	段階的関税撤廃(七年)	段階的関税撤廃
式ヒートポンプを自蔵するもの)			
エアコンディショナー(冷却ユニットを自蔵す	三〇%	段階的関税撤廃(七年)	段階的関税撤廃
るもの)			
エアコン用の部分品	三0%	段階的関税撤廃(七年)	段階的関税撤廃

薄型テレビ	= 0 %	段階的関税撤廃(七年)	段階的関税撤廃	<i></i> -
フラットパネル	-	即時関税撤廃	即時関税撤廃	
電気導体	五 %、 — 五 %、	即時関税撤廃、関税引下げ	即時関税撤廃、	段階的関税撤廃
	= 0	(最終税率五%)、関税維		
		持		
十人以上の人員の輸送用の自動車	一〇%、三〇%	即時関税撤廃、関税引下げ	即時関税撤廃、	段階的関税撤廃
		(最終税率五%)		
乗用自動車その他の自動車(千CC以下)	五%、二〇%、	段階的関税撤廃(四年又は	即時関税撤廃、	段階的関税撤廃
	三五%、五〇%	七年)、関税引下げ(最終		
		税率五%又は二〇%)		
乗用自動車その他の自動車(千CC超千五百C	五%、二〇%、	段階的関税撤廃(四年又は	即時関税撤廃、	段階的関税撤廃
C以下)	三五%、五〇%	七年)		
乗用自動車その他の自動車(千五百CC超三千	二〇%、三五	段階的関税撤廃(四年又は	即時関税撤廃、	段階的関税撤廃
CC以下)	%、 五 0 %	七年)、関税引下げ(最終		
		税率五%又は二〇%)		
乗用自動車その他の自動車(三千CC超)	二〇%、三五	段階的関税撤廃(二年、四	即時関税撤廃、	段階的関税撤廃
	%、 五 0 %	年又は七年)、関税引下げ		
		(最終税率五%又は二〇		
		%		
貨物自動車	五〇%	即時関税撤廃、関税引下げ	即時関税撤廃、	段階的関税撤廃
		(最終税率五%又は二〇		
		•	•	

	_	<u>%</u>	
			1
原動機付きシャシ	三〇%、五〇%	即時関税撤廃、段階的関税	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
		撤廃(二年)、関税引下げ	
		(最終税率五%)	
ブレーキライニング	五%、三0%	段階的関税撤廃(二年又は	段階的関税撤廃
		五年)	
懸架装置用ショックアプソーバー	五%、三0%	段階的関税撤廃(二年又は	段階的関税撤廃
		五年)	
クラッチ及びその部分品	五%、二五%	段階的関税撤廃 (二年)	段階的関税撤廃
ハンドル、ステアリングコラム及びステアリン	三五%	即時関税撤廃、段階的関税	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
グボックス		撤廃(二年)	
モーターサイクル(五十CC以下)	五%、四〇%	関税引下げ(最終税率五	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
		%	
モーターサイクル(五十CC超二百五十CC以	五%、一〇%、	即時関税撤廃、段階的関税	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
下)	四〇%、五〇%	撤廃 (一〇年)、関税引下	
		げ(最終税率五%又は二〇	
		%)、関税維持	
モーターサイクル(二百五十CC超五百CC以	10%、图0%	即時関税撤廃、関税引下げ	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
下)		(最終税率五%)	
モーターサイクル(五百CC以上八百CC以	二〇%、四〇%	即時関税撤廃、関税引下げ	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
下)		(最終税率五%)	
The state of the s			

|モーターサイクル(八百CC超) |三〇%、四〇% |関税引下げ(最終税率五 |即時関税撤廃、段階的関税撤廃 %

マレーシアへの輸出額が大きい品目のうち、前記に含まれない品目についての譲許概要は以下のとおり。

品目名	基準税率	この協定における関税譲許	日マレーシア経済連携協定にお
		内容	ける関税譲許概要
集積回路及び超小形組立	_	即時関税撤廃	即時関税撤廃
タンカー	]	即時関税撤廃	即時関税撤廃
金(粉以外の形状のもので、一次製品に限る。)	1	即時関税撤廃	即時関税撤廃
印刷回路		即時関税撤廃	即時関税撤廃
その他の機械類の部分品	1	即時関税撤廃	即時関税撤廃
自動データ処理機械又はこれを構成する機器の	I	即時関税撤廃	即時関税撤廃
部分品及び附属品			
ダイオード(光電性ダイオード及び発光ダイ		即時関税撤廃	即時関税撤廃
オードを除く。)			
鉄鋼製の管	三0%	段階的関税撤廃(六年)	段階的関税撤廃
測定用又は検査用の機器及び輪郭投影機の部分		即時関税撤廃	即時関税撤廃
品及び附属品			
部分品及び附属品(写真機用のもの)		即時関税撤廃	即時関税撤廃

# ト ミャンマーによる関税撤廃等の概要

### (1) 措置の内容及び対象品目

税を撤廃するものは約八千四百二十品目、関税の引下げの対象となるものは約四百三十品目、関税の撤廃又は引下げの対象と 品目数では、全一万千百二十品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約四百品目、一定の経過期間を経た後に関

ならないもの(除外又は関税維持)が約千八百六十品目になる。

税維持又は除外の各分類で対応する。 十品目のうち、 分野別では、鉱工業品約九千三百十品目のうち、約千六百五十品目を除くものについて関税を撤廃し、農林水産品約千八百 約六百四十品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ、

関

#### (p) 主要品目の概要

品目名	基準税率	この協定における関税譲許内容
自動車用エンジン	一%、	段階的関税撤廃(一八年)
自動車エンジン関連部品	一%、一・五%、五%	段階的関税撤廃(一八年)
エアコンディショナー(窓又は壁に取り付けるもの)	<u>~</u> %	関税維持
エアコンディショナー(冷却ユニット及び可逆式ヒートポン	%	段階的関税撤廃(一八年)
プを自蔵するもの)		
エアコンディショナー(冷却ユニットを自蔵するもの)	<u>~</u> %	段階的関税撤廃(一八年)
エアコン用の部分品	<del></del> %	段階的関税撤廃(一八年)
薄型テレビ	五%	関税引下げ(最終税率五%)
フラットパネル		段階的関税撤廃(一八年)

電気導体	玉%、一〇%	関税維持、除外
十人以上の人員の輸送用の自動車	<u>=</u> %	関税維持、除外
乗用自動車その他の自動車(千CC以下)	=0%	関税引下げ(最終税率五%)、
		除外
乗用自動車その他の自動車(千CC超千五百CC以下)	1	除外
乗用自動車その他の自動車(千五百CC超三千CC以下)	三〇%、四〇%	関税引下げ(最終税率五%)、
		関税維持、除外
乗用自動車その他の自動車 (三千CC超)	四〇%	関税引下げ(最終税率五%)、
		外
貨物自動車	= %	段階的関税撤廃(一八年)、関
		税維持
原動機付きシャシ	一%、三%、三0%	関税引下げ(最終税率五%)、
		関税維持
ブレーキライニング	一%、五%	段階的関税撤廃(一八年)
懸架装置用ショックアプソーバー	一 %、 五 %	段階的関税撤廃(一八年)
クラッチ及びその部分品	一%、五%	段階的関税撤廃(一八年)
ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス	一%、五%	段階的関税撤廃(一八年)
モーターサイクル(五十CC以下)	五%	関税維持
モーターサイクル(五十CC超二百五十CC以下)	五 %	関税維持
モーターサイクル (二百五十CC超五百CC以下)	五 %	関税維持
モーターサイクル(五百CC以上八百CC以下)	五%	関税維持

モーターサイクル(八百CC超)

五%

関税維持

ミャンマーへの輸出額が大きい品目のうち、前記に含まれない品目についての譲許概要は以下のとおり。

品目名	基準税率	この協定における関税譲許内容
診断用電気機器	一	段階的関税撤廃(一八年)
自動車用部分品及び附属品	<u>~</u> %	段階的関税撤廃(一八年)
メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルロー	<del>-</del> %	段階的関税撤廃(一八年)
ダー		
蒸気タービン	<u>~</u> %	段階的関税撤廃(一八年)
合成繊維の短繊維の織物	一五%	段階的関税撤廃(一八年)
ブルドーザー及びアングルドーザー	<u>~</u> %	段階的関税撤廃(一八年)
鉄道用又は軌道用の客車、手荷物車その他の特殊用途車	%	段階的関税撤廃(一八年)
車体の部分品及び附属品	五 %	段階的関税撤廃(一八年)
写真感光紙等	三%	段階的関税撤廃(一八年)
グラフィック用に供する種類の紙	<u>=</u> %	関税維持

# チ フィリピンによる関税撤廃等の概要

## (イ) 措置の内容及び対象品目

品目数では、全約六千品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約三千七百八十品目、一定の経過期間を経た後に

関税を撤廃するものは約二千三十品目、関税の引下げの対象となるものは約六十品目、関税の撤廃又は引下げの対象とならな

いもの(除外又は関税維持)が約百三十品目になる。

うち、約七十品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ、関税維持又は除 分野別では、鉱工業品約五千六十品目のうち、約百二十品目を除くものについて関税を撤廃し、農林水産品九百四十品目の

### (1) 主要品目の概要

外の各分類で対応する。

品目名	基準税率	この協定における関税譲許	日フィリピン経済連携協定にお
		内容	ける関税譲許概要
自動車用エンジン	三%、一〇%	即時撤廃、段階的撤廃(五	即時関税撤廃、段階的撤廃
		年又は一〇年)、四年後に	
		関税撤廃	
自動車エンジン関連部品	<u>~</u> %	段階的撤廃(五年)、関税	段階的関税撤廃
		維持	
エアコンディショナー(窓又は壁に取り付ける	O%	段階的関税撤廃(一〇年)、	段階的関税撤廃
もの)		四年後に関税撤廃	
エアコンディショナー(冷却ユニット及び可逆	一 五 %	段階的関税撤廃(一〇年)	段階的関税撤廃
式ヒートポンプを自蔵するもの)			
エアコンディショナー(冷却ユニットを自蔵す	一 五 %	段階的関税撤廃(一〇年)	段階的関税撤廃
るもの)			
エアコン用の部分品	 %	段階的関税撤廃(一〇年)	段階的関税撤廃

薄型テレビ	五 %	即時関税撤廃、段階的関税	段階的関税撤廃
		撤廃(一〇年)	
フラットパネル		即時関税撤廃	即時関税撤廃
電気導体	七%、一〇%、	即時関税撤廃、段階的関税	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
	五%	撤廃 (一〇年)、関税維	
		持、四年後に関税撤廃	
十人以上の人員の輸送用の自動車	一 %、 三 %、 一	即時関税撤廃、四年後に関	段階的関税撤廃
	五%、二〇%	税撤廃、関税維持	
乗用自動車その他の自動車(千CC以下)		除外	再協議
乗用自動車その他の自動車(千CC超千五百C	三0%	関税引下げ(最終税率二〇	再協議
C以下)		%)	
乗用自動車その他の自動車(千五百CC超三千	<u>≡</u> %	関税引下げ(最終税率二〇	再協議
CC以下)		%	
乗用自動車その他の自動車 (三千CC超)	三0%	関税維持	段階的関税撤廃
貨物自動車	二0%、三0%	即時関税撤廃、関税維持	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
原動機付きシャシ	_ %	四年後に関税撤廃	段階的関税撤廃
ブレーキライニング	 %	四年後に関税撤廃、関税維	段階的関税撤廃
		持	
懸架装置用ショックアプソーバー		四年後に関税撤廃、関税維	段階的関税撤廃
		持	
クラッチ及びその部分品	_ %	四年後に関税撤廃	段階的関税撤廃

品目名	基準税率	この協定における関税譲許	日フィリピン経済連携協定にお
		内容	ける関税譲許概要
集積回路及び超小形組立の部分品		即時関税撤廃	即時関税撤廃
自動データ処理機又はこれを構成する機器の部	-	即時関税撤廃	即時関税撤廃
分品及び附属品	-		
部分品及び附属品(写真機用のもの)		即時関税撤廃	即時関税撤廃
その他の自動車用部品	 %	関税引下げ(最終税率五	段階的関税撤廃
		%	

フィリピンへの輸出額が大きい品目のうち、前記に含まれない品目についての譲許概要は以下のとおり。

即時関税撤廃	四年後に関税撤廃	三 %	モーターサイクル(八百CC超)
			下)
即時関税撤廃	四年後に関税撤廃	三 〇 %	モーターサイクル(五百CC以上八百CC以
			下)
即時関税撤廃	四年後に関税撤廃	<u>=</u> 0%	モーターサイクル(二百五十CC超五百CC以
			下)
段階的関税撤廃	四年後に関税撤廃	三〇%	モーターサイクル(五十CC超二百五十CC以
段階的関税撤廃	四年後に関税撤廃	三0%	モーターサイクル(五十CC以下)
			グボックス
段階的関税撤廃	関税維持	- % - %	ハンドル、ステアリングコラム及びステアリン

モノシリック集積回路(ディジタル式のもの)	ļ	即時関税撤廃	即時関税撤廃
その他の機械類	_	即時関税撤廃	即時関税撤廃
その他の機械類の部分品		即時関税撤廃	即時関税撤廃
ダイオード、トランジスターその他これらに類	i	即時関税撤廃	即時関税撤廃
する半導体デバイス、光電性半導体デバイス、			
発光ダイオード及び圧電結晶素子の部分品			
印刷回路	_	即時関税撤廃	即時関税撤廃
電気回路の接続用機器	%	段階的関税撤廃(五年)	段階的関税撤廃

# リ シンガポールによる関税撤廃等の概要

すべての品目について即時関税撤廃を行う。

## ヌ タイによる関税撤廃等の概要

## (イ) 措置の内容及び対象品目

象とならないもの(除外又は関税維持)が約百四十品目になる。 経た後に関税を撤廃するものは約二千八百八十品目、関税の引下げの対象となるものは二十品目、関税の撤廃又は引下げの対 品目数では、全約五千五百二十品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約二千四百七十品目、一定の経過期間を

ち、七十品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ、関税維持又は除外の 分野別では、鉱工業品約四千六百十品目のうち、約九十品目を除くものについて関税を撤廃し、農林水産品約九百品目のう

### (中) 主要品目の概要

各分類で対応する。

原産地規則における累積規定を適用することの効果が期待される品目についての譲許概要は以下のとおり。

品目名	基準税率	この協定における関税譲許	日タイ経済連携協定における関
		内容	税譲許概要
鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(冷間圧	七%	九年後に関税撤廃	段階的関税撤廃
延をしたもので巻いたもの)			
亜鉛を電気めっきしたもの	九 %	九年後に関税撤廃	段階的関税撤廃
亜鉛をめっきしたもの	九 %	九年後に関税撤廃	段階的関税撤廃
その他の溶接管(鉄製又は非合金鋼のもので、	九 %	九年後に関税撤廃	段階的関税撤廃
横断面が円形のものに限る。)			
自動車用エンジン		除外	除外又は七年後に関税撤廃
自動車エンジン関連部品	-	除外	七年後に関税撤廃
エアコンディショナー(窓又は壁に取り付ける	=0%	段階的関税撤廃(三年)	段階的関税撤廃
もの)			
エアコンディショナー(冷却ユニット及び可逆	_ %	段階的関税撤廃(五年)	段階的関税撤廃
式ヒートポンプを自蔵するもの)			
エアコンディショナー(冷却ユニットを自蔵す	 0%	段階的関税撤廃(五年)	段階的関税撤廃
るもの)			
エアコン用の部分品	 %	段階的関税撤廃 (五年)	段階的関税撤廃
薄型テレビ	=0%	段階的関税撤廃(三年)	段階的関税撤廃
フラットパネル		即時撤廃	即時撤廃

電気導体		段階的関税撤廃 (二年又は	段階的関税撤廃
		三年)	
十人以上の人員の輸送用の自動車	四〇%	即時関税撤廃、関税引下げ	即時関税撤廃、関税引下げ(最
		(最終税率二○%)	終税率二〇%)
乗用自動車その他の自動車(千CC以下)	_	除外	再協議
乗用自動車その他の自動車(千CC超千五百C	_	除外	再協議
C以下)			
乗用自動車その他の自動車(千五百CC超三千	_	除外	再協議
CC以下)			
乗用自動車その他の自動車(三千CC超)	_	除外	再協議
貨物自動車	四〇%	段階的関税撤廃(一〇年)、	段階的関税撤廃、関税引下げ
		関税引下げ(最終税率二〇	(最終税率二〇%)
		%	
原動機付きシャシ	110%	関税引下げ(最終税率一〇	関税引下げ(最終税率一〇%)
		%	
ブレーキライニング	=0%	関税維持	段階的関税撤廃
懸架装置用ショックアプソーバー	110%	関税維持	段階的関税撤廃
クラッチ及びその部分品	=10%	関税維持	段階的関税撤廃
ハンドル、ステアリングコラム及びステアリン	=0%	関税維持	段階的関税撤廃
グボックス			
モーターサイクル(五十CC以下)		除外	即時関税撤廃

下)			
下) モーターサイクル (五百CC以上八百CC以	六〇%	段階的関税撤廃(一〇年)	段階的関税撤廃
モーターサイクル(八百CC超)	六〇%	段階的関税撤廃(一〇年)	段階的関税撤廃
タイへの輸出額が大きい品目のうち、前	記に含まれない品	前記に含まれない品目についての譲許概要は以下	下のとおり。
品目名	基準税率	内容この協定における関税譲許	<b>党襄午既要</b> 日夕イ経済連携協定における関
集積回路及び超小型組立の部分品		即時関税撤廃	即時関税撤廃
その他の自動車用部品	三〇%	関税維持	段階的関税撤廃
その他のモノリシック集積回路		即時関税撤廃	即時関税撤廃
その他の発電機	- %	段階的関税撤廃(五年)	段階的関税撤廃
その他の鉄鋼製品	10%	九年後に関税撤廃	段階的関税撤廃
その他のプラスチック製品	一 五 %	段階的関税撤廃(一〇年)	段階的関税撤廃
その他の機械類		即時関税撤廃	即時関税撤廃
鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧	五 %	一〇年後に関税撤廃	即時関税撤廃、関税割当等
延をしたもの)			

## モーターサイクル(二百五十CC超五百CC以 六〇% 段階的関税撤廃(一〇年)

下

|モーターサイクル(五十CC超二百五十CC以 |-

除外

即時関税撤廃

段階的関税撤廃

予記をがけ属品   自動データ処理機械又はこれを構成する機器の	即時関税撤廃	即時関税撤廃
グピカで作品		
ハイブリッド集積回路	即時関税撤廃	即時関税撤廃
]		

## ル ベトナムによる関税撤廃等の概要

## (イ) 措置の内容及び対象品目

象とならないもの(除外又は関税維持)が約千七百四十品目になる。 後に関税を撤廃するものは約六千五百八十品目、関税の引下げの対象となるものは約百七十品目、関税の撤廃又は引下げの対 品目数では、全約一万千四百品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約二千九百十品目、一定の経過期間を経た

税維持又は除外の各分類で対応する。 百四十品目のうち、約九十品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ、 分野別では、鉱工業品約九千八百六十品目のうち、約千八百二十品目を除くものについて関税を撤廃し、 農林水産品約千五

### (ロ) 主要品目の概要

六年後に関税撤廃、関税維持、段階的関税撤廃(一六年)、一	<ul><li>※、三〇%</li><li>一五%、二〇</li></ul>	自動車エンジン関連部品
関税維持、除外		
五年)、一六年後に関税撤廃、	二五%、三〇%	
段階的関税撤廃(一〇年又は一	三%、五%、一五%、二〇%、	自動車用エンジン
この協定における関税譲許内容	基準税率	品目名

		<b></b>
エアコンディショナー(窓又は壁に取り付けるもの)	二〇%、 四〇%	段階的関税撤廃(一五年)
エアコンディショナー (冷却ユニット及び可逆式ヒートポン  二〇	10%、10%	段階的関税撤廃 (一五年)
プを自蔵するもの)		
エアコンディショナー (冷却ユニットを自蔵するもの) ニ(	二〇%、三〇%	段階的関税撤廃(一五年)
エアコン用の部分品 三%	%	一〇年後に関税撤廃
薄型テレビ	%	段階的関税撤廃(八年)
フラットパネル	%	一〇年後に関税撤廃
電気導体 一一一	一%、五%、一〇%、一五%、	即時関税撤廃、段階的関税撤廃
10	二〇%、三〇%	(四年、六年、一〇年又は一五
		年)、一〇年後に関税撤廃、関
		税維持
十人以上の人員の輸送用の自動車 五%、	%、七・五%	段階的関税撤廃(一〇年)、関
		税引下げ(最終税率五%)、関
		税維持、除外
乗用自動車その他の自動車(千CC以下)   一(	〇%、一五%	段階的関税撤廃(一〇年)、除
		外
乗用自動車その他の自動車(千CC超千五百CC以下)  一(	一〇%、一五%	段階的関税撤廃(一○年)、除
		外
乗用自動車その他の自動車(千五百CC超三千CC以下)   一(	一〇%、一五%	段階的関税撤廃(一〇年)、関
		税維持、除外

モーターサイクル 貨物自動車 乗用自動車その他の自動車 (三千CC超) モーターサイクル モーターサイクル モーターサイクル モーターサイクル クラッチ及びその部分品 懸架装置用ショックアプソーバー 原動機付きシャシ ハンドル、 ブレーキライニング ステアリングコラム及びステアリングボックス (五十CC以下) (五百CC以上八百CC以下) (二百五十〇〇超五百〇〇以下) (五十〇〇超二百五十〇〇以下) (八百CC超) Ξ % 九〇% 九〇% 九〇% 九〇% 九〇% 三%、 \_ 0 % 三%、三〇% 三%、三〇% 一〇%、一五% 五%、 三〇% 三〇% 税維持、 税維持、 税維持、 関税引下げ 関税引下げ 関税引下げ 関税引下げ 関税引下げ 段階的関税撤廃(一五年)、 税維持、 段階的関税撤廃 段階的関税撤廃 段階的関税撤廃 外 段階的関税撤廃(一〇年)、 即時関税撤廃、 段階的関税撤廃(一〇年)、 〇年後に関税撤廃 除外 除外 除外 除外 (最終税率五〇%) (最終税率五〇%) (最終税率五〇%) (最終税率五〇%) (最終税率五〇%) 除外 (一五年)、 (一五年)、 (一五年)、 関 関 関 関

ベトナムへの輸出額が大きい品目のうち、 前記に含まれない品目についての譲許概要は以下のとおり。

品目名	基準税率	この協定における関税譲許内容
ハイブリッド集積回路	The state of the s	即時関税撤廃
自動データ処理機械又はこれを構成する機器の部分品及び附	五%	段階的関税撤廃(四年)
属品		
プラスチック製品	三0%	段階的関税撤廃 (一五年)
その他の鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延を	***	除外
したもので巻いたものに限る。)		
その他の鉄鋼のくず		即時関税撤廃
その他のコッター及びコッターピン	10%	段階的関税撤廃 (一五年)
電気回路用機器の部分品	五%	段階的関税撤廃(一〇年)
その他の衣類附属品の部分品	10%	段階的関税撤廃(一五年)
その他の機械類の部分品		即時関税撤廃

- (2) 品目別原産地規則について定める。 (附属書二)
- 情報技術製品の扱いについて定める。(附属書三)

(3)

- (4) 経済的協力のための事業計画について定める。(附属書五) 原産地証明書等に関する運用上の証明手続について定める。 (附属書四)
- 協定の実施のための国内措置

Ξ

(5)

١,

この協定を実施するため、国内法の立法又は改正は必要としない。なお、この協定を実施するための特別な予算措置は必要としな